



資本市場を考える会 「トランプ時代の米国金融規制 ーマクロプルーデンスを巡る動向ー」

2018年6月15日（金）

公益財団法人 日本証券経済研究所

主任研究員 若園 智明

1

マクロプルーデンス政策とは (Macro-prudential policy)

- ✓ 同政策の主要目標は金融システムの安定性維持。
(システミックリスクの防止)
- ✓ 政策の手法は、システミックリスクの分析と予測
(および監視)が中心に。
- ✓ 候補となる政策手法は多様かつ広範。
(個々の手法の実効性、ツール間の相関性は？)
- ✓ 対象が広範であるため、導入する規制等が与える
影響を注視すべき。(規制の影響分析が重要に)

I. 米国のマクロプルーデンス関連規制(1) 政策的アプローチ

1. FRBが挙げるマクロプルーデンス政策へのアプローチ

(D.タルーロ前FRB理事、2013年)

- ① システミックリスクの監視と予測
(監視対象の明確化、新たな監視と予測の体制)
- ② マクロプルーデンスの測定
(広範に情報を収集する権限)
- ③ 財務構造の脆弱性への対応
(バーゼルⅢ基準はFRB規則に反映、国内に導入済み)
- ④ シャドウ・バンキング・システムの監視、等
(バーゼル委員会やFSB等の国際機関で議論)



3

I. 米国のマクロプルーデンス関連規制(2) ドッド・フランク法(DF法)による手当て

- 1. システム上重要な金融機関(SIFIs、政策アプローチ①)
 - ・「連結総資産額500億ドル以上」の銀行持株会社を一律に「銀行SIFIs」に指定。
 - ・FSOC(図表1)に「ノンバンクSIFIs」を指定する権限を付与。
- 2. FSOCおよびOFRがシステミックリスクの分析と予測
(政策的アプローチ①②) ※OFR: 金融調査局 Office of Financial Research
- 3. 実働部隊であるFRBの権限を拡大。
 - ・SIFIsの監督とプルーデンス基準の適用(政策アプローチ①)。
 - ・ストレステスト(FRB実施、会社実施)(政策的アプローチ②)。
- 4. その他、ボルカー・ルールや整然清算制度(OLA)など。



4

Ⅱ. トランプ政権の方針(1) 公的なスピーチ等から見る方針

1. 共和党の大統領候補受託スピーチ(2016年7月21日)。
 - ・過剰な規制が経済のコスト増をもたらしている。
2. 共和党候補として行った最初の経済政策に関するスピーチ(16年8月8日)。
 - ・過剰な規制を問題視し、総ての連邦機関に不必要な規制のリストを作成させる。
3. 施政方針演説(17年2月)。
4. 一般教書演説(18年1月)。
 - ・具体的な金融規制の修正や緩和は含まれていない。
5. 大統領経済報告(18年2月)
 - ・第2章で生産性や雇用の観点から国内規制を緩和する必要性を記述。
 - ・金融規制に関しては後述の財務省報告書の内容を紹介するに留まる。

ただし、

◎大統領選挙後に政権移行チームが開設したウェブサイト「Make America Great Again」では、DF法を数百の新規則や新たな官僚機構を課した締まりのない複雑な法律であると批判。特に地方金融機関にかかる規制コストの増加を問題視。(財務省が地域再投資法の見直しを推奨、18年4月)



5

Ⅱ. トランプ政権の方針(2) 行政命令による調査

1. 5つの行政命令(図表2)

①大統領令13771

- ・連邦行政機関の長に対して規制のコスト管理および総コストの低減を命令(新たな1つの規則に対して、既存の規則を2つ廃棄)。
- ・ただし、独立規制行政庁(IRA)は対象外。

②大統領令13772(図表3)

- ・既存の法律や規制、ガイダンスや記録、保持要求等の見直しと大統領への報告をFSOC議長(財務長官)に要求。

③大統領令13777

- ・13771を受けて各連邦行政機関に担当部署の設置を命令。

④2つの大統領覚書

- ・FSOCの透明性向上とOLAの見直しを財務長官に命令。



6

Ⅱ．トランプ政権の方針(3)

1. 財務省報告書の要点(図表4)

(1)「銀行と信用組合」(規制対象となる基準の見直し)

- ✓連邦議会(連邦法)および連邦監督機関(規制・規則)で見直し(図表5)。
- ✓銀行SIFIsの指定(DF法の165条、連結総資産額500億ドル以上)およびマクロブルーデンス関連規制の適用基準の見直しを提言。

- ①「自己資本比率の充実(10%以上)」基準を満たす銀行はDF法のブルーデンス基準、FRBが実施するストレステストや包括的資本分析レビュー(CCAR)などに加え、ボルカー・ルールの適用が免除。
- ②従来の銀行SIFIsに課せられる高度なブルーデンス基準の適用は、リスク・プロファイルに応じて実施。
- ③会社実施(ノンバンク金融会社)のストレステストの適用は、連結総資産額100億ドルから500億ドルへ引き上げる。
- ④FRB規則により国内に導入されたバーゼルⅢ基準についても再検討を促す。



7

(2)「FSOCによる指定」と「OLAの見直し」

- ✓FSOCに関して。(ノンバンクSIFIsの現状(図表6))

- ①「SIFI指定の分析の厳格な執行」、「指定過程の透明性向上」、「SIFIに指定された金融会社に明確な指定解除条件(Off-Ramp)を提示」、の3点でFSOCに改善を。
- ②SIFI指定過程におけるFSOCの分析に関して、分析プロセスの見直しなどの幅広い提言(特に規制の影響分析の導入を要求)。

- ✓OLAに関して。

- ①OLAはFDICに自由裁量権を認めすぎているとの批判。実効性も疑問。
- ②連邦倒産法に第14章を新設し、拡大されたFDICの権限に依存せず連邦倒産法の枠組みを活用する方式へOLAを修正。



8

Ⅲ. 連邦議会における議論の変遷(1)

1. 本格的な議論の始まり(第114回連邦議会)。(図表7)・(図表8)

(1) 金融規制改善法(上院法案)

✓上院委員会シェルビー委員長(当時)がスポンサー。SIFI指定要件の見直しを盛り込む初期の法案。

①銀行SIFI指定条件の見直し。

・DF法が銀行SIFIに指定する「連結総資産額が500億ドル以上」の条件を、「同5,000億ドル以上」に引き上げ。(図表9)

・連結総資産額が500億ドル以上から5,000億ドル未満の銀行持株会社に関しては、別途定める条件を考慮してFSOCIに指定権限を与える。

②FSOCのノンバンクSIFIの指定過程に関して、透明性の向上とともに、対象となるノンバンク金融会社への十分な情報提供と反論する機会の確保を要求。

③FRBに対する連邦議会の監視強化。

・FOMCに対して四半期毎に連邦議会で政策の説明を要求。

・GAOに対してFRBによる監督の効率性の調査を命じる。

・地区連銀の改革や潜在的なコスト・ベネフィットの分析を行う独立委員会の設置。

・NY連銀総裁の任期を5年とし、その選出は大統領の指名および上院の助言と同意をもって実行。

④連結総資産額が100億ドル以下の銀行をボルカー・ルール適用対象外に。



ISRI 9

(2) システミックリスク指定改善法(下院法案)

✓超党派の議員によって提出。(第113回、第114回、第115回)

✓2017年12月に下院本会議を288対130で通過。

①銀行SIFIs指定の基準の見直し。

・DF法「連結総資産額500億ドル以上」を廃止し、新たな基準として「FRB規則のG-SIBs指定基準の適用」、もしくは「FRBが指定(新規則を制定)する」方式への変更。

(FRB規則のG-SIBs指定基準はバーゼル基準のフレームワークに準拠)

②G-SIBsに該当しない銀行持株会社に関しては、FRBの裁量権限を拡大して対処。



ISRI 10

Ⅲ. 連邦議会における議論の変遷(2)

2. フィナンシャル・チョイス法(反DF法、下院法案)

(図表10)(図表11)

- ✓下院金融サービス委員会のヘンサーリング委員長がスポンサー。
- ✓下院共和党議員による全面的なDF法見直し法案。
- ✓DF法の多くの主要項目を廃止。
- ✓下院本会議を通過したものの、上院では審議の対象とされず。
- ✓大統領令13772と似通った理念を基礎とし、財務省報告書「銀行と信用組合」等と共通する項目も。

◎後述の下院金融サービス委員会で審議された他の法案では、同じ分野でもフィナンシャル・チョイス法とは異なるアプローチ。



11

3. フィナンシャル・チョイス法の概要

(1) SIFIs関連規制の見直し

① 銀行SIFIsに関して。

- ・DF法の指定条件(連結総資産が500億ドル以上)は維持。
- ・その一方で、最小自己資本比率(10%)等の条件を満たす場合、その銀行を適格銀行組織(QBO)と定め、DF法等が導入した多くの規制の対象外とする。(類似の考えは、前節の財務省報告書の提言でも採用。)
- ・QBOは、「資本や流動性の要求」の他、DF法が銀行SIFIsに要求する「FRBのブルーデンシャル基準」、「破綻処理計画の作成」、「ストレステスト」、「レバレッジ制限」などの適用が免除。

② ノンバンクSIFIsに関して。

- ・DF法がFSOCに与えたノンバンク金融会社をSIFIsに指定する権限を剥奪。
- ・ノンバンクSIFIsのカテゴリー自体を廃止する。



12

(2)FRBに対する連邦議会の監視強化

- ✓連邦議会によるFRBの監視体制を強化。
 - ・現在は半期毎であるFRB議長の議会証言を四半期毎とする。
 - ・GAOの会計監査院長がFRBおよび各連邦準備銀行に対する年次監査を行い、その結果を連邦議会へ報告。
 - ・監視委員会(Centennial Monetary Commission)の新設。
 - ・FOMCIに対して金融政策決定に用いる公式な政策ルールの作成を要求。

(3)規制影響分析の要求

- ✓IRAに対して規制の影響分析の適用を要求。
 - ・新たな規則の提案時と最終規則時の2つの段階で、コスト・ベネフィット分析等の規制影響分析の実施を要求。
 - ・新規則が連邦官報に掲載されてから5年以内に、当該規制の経済的影響を分析した報告書を要求。



ISRI 13

Ⅲ. 連邦議会における議論の変遷(3)

1. 超党派での検討へ(第115回連邦議会)

(1)経済成長・規制緩和および消費者保護法(上院法案)

- ✓5月24日の大統領署名により連邦法として成立。
- ✓DF法の中核を修正する初めての連邦法として注目。
- ✓上院銀行委員会のクラブ委員長が提案。超党派議員が共同スポンサーに(共和党11、民主党11、独立系1)。
- ✓上院本会議は67対31(3月14日)、下院本会議は258対159(5月22日)で通過。

①資産規模が比較的小さな地方銀行にかかる規制の見直し(2章)。

- ・連結総資産額が100億ドル未満の預金保険対象機関より適格地方銀行。連邦銀行監督機関が当該適格地銀の自己資本比率を8%~10%とする規則を。
- ・総資産100億ドル未満およびトレーディング勘定の資産・負債額が連結総資産の5%を超えないことを条件とし、ボルカー・ルールから地方銀行を除外。



ISRI 14

②銀行持株会社に対する規制の緩和(4章)。

- ・銀行SIFIsの指定条件となる連結総資産額を2,500億ドルへと引き上げ(図表9)。
- ・連結総資産額1,000億ドル以上を対象として、FRBが「米国の金融安定にとつてのリスクを防止・減少させる」、もしくは、「諸条件を考慮して銀行持株会社の安全性等が促進される」と判断した場合には、プルードンス基準を適用させる裁量権限をFRBに与える。
- ・ストレステストに関して、「ストレステストのシナリオ数を減少」、「銀行SIFIsおよびノンバンクSIFIsが実施する会社実施ストレステストの間隔(半期に1度から定期での実施へ)を見直し」、「会社実施のストレステストは対象を連結総資産額2,500億ドル以上へ引き上げ」、
- ・総資産1,000億ドルから2,500億ドル未満の銀行持株会社に対しては、FRBが当該銀行持株会社の資本等の評価を行うためにストレステストを課すことが可能。
- ・その他、補完的レバレッジ比率(SLR)の算出方法の見直しや、流動性カバレッジ比率(LCR)規則の見直し。



ISRI 15

Ⅲ. 連邦議会における議論の変遷(4)

2. 下院金融サービス委員会の変化(図表12)

◎第115回連邦議会の第2会期では、超党派で金融規制を見直す傾向が。

✓特に次の2つの法案は、フィナンシャル・ CHOICE法の取扱とは異なる。

(1) FSCO改善法

✓ FSCOのSIFIs指定過程に詳細な手順を追加。

- ①「指定の検討」、「指定の判断から最終決定」、「指定後の再評価」の3過程で、FSCOの義務を追加。
・FSCOが考慮すべき事項に「(K)リスクを減少させるために他の規制ではなくプルードンス基準を適用することの適切性」を追加。
- ③対象となる金融会社に対する文書による説明をFSCOに義務化。
・「米国の金融安定にとり脅威と判断されたリスクの説明」、「なぜ既存の規制や規制的活動ではそのリスクの減少が不十分であり、プルードンス基準の適用が必要であるのか」。
- ④指定の最終決定の前に、「対象となる金融会社とのコンサルティング」と「会社からの改善プランの受理およびそのプランの検討」を義務化
- ⑤指定の再評価時に、指定を受けた金融会社からの反論機会の設置や、当該会社に対するFSCOの説明を義務づけるとともに、指定取り消し手続きを明確化。

✓フィナンシャル・ CHOICE法は、DF法の113条を全面削除している。



ISRI 16

(2) ストレステストの負担軽減法

- ✓ 2018年3月20日に下院本会議を395対19で通過。
 - ✓ DF法は一定の条件(連結総資産が100億ドル以上等)を満たす金融会社に対して会社実施のストレステストを年次で要求する権限をFRBに与えている。この条件にはミューチュアルファンドなども含まれるため、FRBは同条項を実行していなかった。
 - ① 上記のDF法の条項を廃止し、FRBがストレステストの実施を要求する対象からSIFIs以外の金融会社を除外。
 - ② ただし、下院委員会通過後の下院本会議の議論過程で、経済の混乱時に、これら金融会社の財務状況の定期検査を実行する規制を発令する権限をSECとCFTCに与えている。
- ✓ フィナンシャル・チョイス法では、DF法の165条全体からノンバンク金融会社を削除。ストレステストからも除外。



ISRI 17

まとめにかえて

① 最適な金融規制の追求

- ・効果的な政策手法(ツール)と効率的な市場制度の組み合わせ。
- ・規制の影響分析を用いた事前的・事後的評価。

② ドッド・フランク法の再評価

- ・十分な検証や議論の必要性。
- ・危機から10年を経て、合理的な(現実的な)再評価は進むのか？

③ 資本市場規制の動向

- ・財務省報告書「資本市場」(SECやCFTCの規則見直し)。
- ・ボルカー・ルール(2013年規則)の見直し提案が公開(5月30日)。
(「経済成長・規制緩和および消費者保護法」との関連)
- ・新たな資金調達手法(ICOやクラウドファンディング)、仮想通貨の扱い。



ISRI 18

図表1 FSOC（金融安定監視委員会）のメンバー

投票権を有するメンバー	投票権を有しないメンバー
財務長官（FSOC議長）	金融調査局（OFR）局長
連邦準備制度理事会（FRB）議長	連邦保険局（FIO）局長
通貨監督庁（OCC）長官	州の保険監督者
消費者金融保護局（CFPB）局長	州の銀行監督者
証券取引委員会（SEC）委員長	州の証券委員会
連邦預金保険公社（FDIC）総裁	
商品先物取引委員会（CFTC）委員長	
連邦住宅金融庁（FHFA）長官	
全米信用組合協会（NCUA）理事会議長	
大統領が指命する独立した保険の専門家	

図表2 ドナルド・トランプ大統領が発令した大統領令・大統領覚書

1. 大統領令 (Executive Order)

番号	発布	タイトル
13771	2017年1月30日	規制緩和と規制コストの抑制
13772	2017年2月3日	米国の金融システムを規制するためのコア・プリンシプル
13777	2017年2月24日	規制アジェンダの実施

2. 大統領覚書 (Presidential Memorandum)

	発布	タイトル
	2017年4月21日	財務長官に対する大統領覚書 (Subject: FSOC)
	2017年4月21日	財務長官に対する大統領覚書 (Subject: OLA)

(注) これら大統領覚書は連邦官報に記載されていないため番号は付かない。

図表3 大統領令13772が示すコア・プリンシプル

1. 米国人が市場において自立した決断や情報に基づく選択を行ない、退職に向けて貯蓄し、個々の富を築くことを可能にする。
2. 納税者の資金による救済を防ぐ。
3. モラルハザードや情報の非対称性などのシステムミック・リスクや市場の失敗に対処するより厳格な規制影響分析を通じて、経済成長や活力のある金融市場をもたらす。
4. 国内外の市場において、外国企業に対する米国企業の競争力を促進する。
5. 国際的な金融規制の交渉や会議において、米国の利益を増進(Advance)する。
6. 規制を効率的、効果的かつ適切に調整されたものにする。
7. 連邦金融監督機関の公的な説明責任を取り戻し、連邦金融規制のフレームワークを合理的なものにする。

図表4 財務省が公開した報告書

大統領令13772に対する報告書 経済機会を生む金融システム（共通テーマ）	公開日
①銀行と信用組合	2017年6月
②資本市場	2017年10月
③資産運用業と保険業	2017年10月
④ノンバンク金融機関、金融テクノロジー、金融イノベーション	未刊
大統領覚書に対する報告書	
⑤金融安定監視委員会（FSOC）による指定	2017年11月
⑥整然清算制度（OLA）の見直し	2018年2月

トランプ時代の米国金融規制

図表5 財務省報告書「銀行と信用組合」の主要提案

提案項目	連邦議会	規制当局
①ストレステスト(DFAST)		
・適用対象を総資産100億ドル以上から500億ドル以上に引き上げ	○	○
・適用するシナリオや実施方法の見直し	○	○
②より厳格なブルーデンス基準		
・適用基準の見直し	○	○
③包括的資本分析レビュー(CCAR)		
・実施および手法の見直し(前提条件の見直し、2年毎での実施)		○
・CCARの透明性向上(外部公表とパブリックコメント)		○
④流動性カパレレッジ比率(LCR)		
・適用基準の見直し(G-SIBsへ)		○
⑤補完的レバレッジ比率(SLR)が10%以上の銀行はDFASTやCCAR等の対象外とする	○	
⑥リビングウィル		
・適用基準の見直し(組織や業務の複雑性)	○	○
・提出を隔年に		○
⑦ボルカー・ルール		
・適用基準の見直し	○	
・定義や規則内容の見直し		○
⑧外国銀行組織(FBO)への規制		
・より厳格なブルーデンス基準やリビングウィルの適用基準の見直し	○	○
・米国内中間持株会社へのCCAR適用基準の見直し		○
・LCRや総損失吸収力(TLAC)の基準や要件の見直し		○
⑨コスト・ベネフィット分析を活用した規制		○
⑩バーゼルⅢ基準の国内適用に関する検討		○
・G-SIBs資本サーチャージ、レバレッジ比率(eSLR)、TLAC、リスクウェイト資産(RWA)、流動性カパレレッジ比率(LCR)、安定調達比率(NSFR)等について (米国基準との比較、適用時の影響を明示)		
⑪自己資本が充実した銀行に対しては資本・流動性規制やボルカー・ルールを免除	○	
・新たな銀行カテゴリーの創設(フィナンシャル・チョイス法のQBO)		

(出所)財務省報告書Appendix Bより抜粋。

図表6 FSOC に指定されたノンバンク SIFIs

	SIFI指定	SIFI指定解除
GEキャピタル (GE Capital Global Holdings, LLC)	2013年7月8日	2016年6月28日
アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)	2013年7月8日	2017年9月29日
ブルーデンシャル・ファイナンス	2013年9月19日	—
メットライフ	2013年12月8日	—

図表7 連邦議会に提出された主な修正法案

提出	法案番号	法案名
第113回連邦議会（2013年1月から2015年1月）		
2014年4月	H.R.4413	Customer Protection and End User Relief Act 下院農業委員会：CFTCのデリバティブ権限を弱める
2014年4月	H.R.4387	FSOC Transparency and Accountability Act FSOCの透明性および説明責任
2014年9月	H.R.5461	Clarify the application of certain leverage and risk-based requirements～ ボルカー・ルールからCLOを除外、FEDの保険監督権限の拡大
第114回連邦議会（2015年1月から2017年1月）		
2015年1月	H.R.37	Promoting Job Creation and Reducing Small Business Burdens Act ボルカー・ルールの延期等
2015年3月	H.R.1309	システミックリスク指定改善法（第114回バージョン） (Systemic Risk Designation Improvement Act) SIFIsの指定要件の変更（2016年のH.R.6392、2017年のH.R.3312）
2015年6月	S.1484	金融規制改善法 (Financial Regulatory Improvement Act) 上院銀行委員会シェルビー委員長（当時）によるDF法修正法案
2015年7月	H.R.3189	Fed Oversight Reform and Modernization Act
2015年7月	H.R.3340	Financial Stability Oversight Council Reform Act 連邦議会によるFSOC、OFRの直接監視
2015年11月	H.R.3921	Hedge Fund Sunshine Act
2015年11月	S.2232	Federal Reserve Transparency Act
2015年11月	H.R.4096	Investor Clarity and Bank Parity Act DF法のボルカー・ルール改正
2015年12月	H.R.4166	Expanding Proven Financing for American Employers Act DF法が定めるCLO関連のレバレッジ、クレジット・リテンションを緩和
2016年2月	H.R.2187	Fair Investment Opportunity for Professional Experts Act 適格投資家の定義を緩和
2016年2月	H.R.4620	Preserving Access to CRE Capital Act DF法が定めるリスクリテンションから商業用不動産ローンを除外
2016年9月	H.R.5983	フィナンシャル・ CHOICE 法（第114回バージョン） (Financial CHOICE Act) 下院金融サービス委員会ヘンサリング委員長によるDF法修正法案
第115回連邦議会（2017年1月から2019年1月）		
2017年1月	H.R.78	SEC Regulatory Accountability Act（114回議会ではH.R.5429） SECに対してコスト・ベネフィット分析を義務化
2017年1月	H.R.238	Commodity End-User Relief Act（114回議会ではH.R.2289） CFTCに対してコスト・ベネフィット分析を義務化
2017年3月	H.R.1667	Financial Institution Bankruptcy Act DF法のOLAを廃止（連邦倒産法による対応）
2017年4月	H.R.10	フィナンシャル・ CHOICE 法（第115回バージョン） 第114回議会のH.R.5983をアップ・デート
2017年7月	H.R.3312	システミックリスク指定改善法（第115回バージョン） 共和党Blaine Luetkemeyer がスポンサー、超党派で提出、2017. 12月19日、下院本会議を288-130で通過 SIFIをリスクベースで指定
2017年11月	S.2155	経済成長・規制緩和および消費者保護法 (Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act) 上院銀行委員会マイケル・クラブ委員長がスポンサー 2017年12月5日に上院銀行委員会通過、2018年3月14日に上院本会議通過、 5月22日に下院本会議通過、5月24日のトランプ大統領署名により成立。

トランプ時代の米国金融規制

図表8 連邦議会両院の勢力

①2008年の連邦議会選挙（オバマが大統領に選出）	
上院	（民主党57名、共和党41名）
下院	（民主党256名、共和党178名）
②2010年の中間選挙	
上院	（民主党53名、共和党47名）
下院	（民主党193名、共和党242名）
③2012年の連邦議会選挙 ⇒第113回連邦議会	
上院	（民主党53名、共和党45名）
下院	（民主党201名、共和党234名）
④2014年の中間選挙 ⇒第114回連邦議会	
上院	（民主党44名、共和党54名）
下院	（民主党188名、共和党247名）
⑤2016年の連邦議会選挙 ⇒第115回連邦議会	
上院	（民主党46名、共和党52名）
下院	（民主党193名、共和党240名）

（注）各連邦議会の発足時の勢力。

両院に属していない議員は含めていない。

18年6月1日時点で、

上院（共和党51、民主党47、独立系2）定数100

下院（共和党235、民主党193、空席7）定数435

図表9 米国内の銀行ランキング（連結総資産）

1.	J.P. Morgan Chase & Co.	\$2兆5,000億
2.	Bank Of America Corp.	\$2兆3,000億
3.	Wells Fargo & Co.	\$2兆
4.	Citigroup Inc.	\$1兆8,000億
5.	Goldman Sachs Group, Inc.	\$9,168億
6.	Morgan Stanley	\$8,517億
7.	U. S. Bancorp	\$4,620億
8.	PNC Financial Services Group, Inc.	\$3,815億
9.	TD Group US Holdings Llc	\$3,809億
10.	Bank Of New York Mellon Corp.	\$3,718億
11.	Capital One Financial Corp.	\$3,657億
12.	HSBC North America Holdings Inc.	\$2,735億

（出所）「Quarterly Bank Holding Company Data」2017年第4四半期、
Federal Reserve Bank of Chicago。

図表10 フィナンシャル・チョイス法（下院案）の大項目

Title I	堅固な資本を持ち、経営が健全な銀行組織に対する規制の緩和
Title II	TBTFおよび銀行救済の終結
Title III	米国人を金融的に自立させる
Title IV	資本市場の改善
Title V	独立したアドボケート(advocate)を通じて保険の協調を改善する
Title VI	金融当局の説明責任を要求し、ワシントンから権限を剥奪する
Title VII	（議会による）FRBの監視の改善および現代化
Title VIII	ウォール街の説明責任を要求する
Title IX	ボルカー・ルールおよび他の規定の無効化
Title X	資本形成を促進することにより、スモール・ビジネス、イノベーション、雇用の創出にのちの機会を引き出す
Title XI	メイン・ストリートおよび地域金融機関に対する規制の緩和

図表11 フィナンシャル・チョイス法のキー・プリンシプル

1. 納税者による金融機関の救済は終えなければならない。また、いかなる会社も大きすぎて潰せない(TBTF)を維持することは出来ない。
2. ウォール街とワシントンは説明する義務がある。
3. 簡便さが複雑さに取って代わらなければならない。
複雑であることで有力なコネ (well-connected) が機能不全 (gamed) にすることが可能となり、また、ワシントンの権力側が悪用することが出来る。
4. 競争や透明性、革新的な資本市場を通じて経済成長を活性化させなければならない。
5. 置かれた環境に関係なく、すべてのアメリカ人は金融的な自立に至る機会を持たなければならない。
6. 消費者は経済的な自由の喪失と同様に、詐欺や搾取から強く保護されなければならない。
7. システミック・リスクは利益と損失を伴う市場において管理されなければならない。

図表12 第115回連邦議会第2会期に下院金融サービス委員会を通過した主な金融規制改革法案

法案番号	法案名	賛成	反対
H.R. 1264	地域金融機関除外法 ・ 連結総資産が\$500億未満の銀行等をCFPBの対象外に。	30	25
H.R. 2319	消費者の金融選択および資本市場保護法 ・ M M Fへの政府支援の原則禁止を明文化。 ・ M M Fの価格評価方法の見直し。	34	21
H.R. 4061	FSOC改善法 (Financial Stability Oversight Council Improvement Act) ・ ノンバンク金融会社のSIFI指定の過程に詳細な手順を設定。 (FSOCに透明性と厳格な分析を要求。)	45	10
H.R. 4566	ストレステストの負担軽減法 (Alleviating Stress Test Burdens to Help Investors Act) ・ ノンバンク金融会社に要求されるストレステストの見直し。	47	8
H.R. 4607	包括的規制見直し法 ・ 銀行監督当局による包括的な規制見直し期間の短縮。	37	17
H.R. 4790	ボルカー・ルールの規制調和法 ・ ボルカー・ルールの権限をFRBに集約。地銀を対象外に。	50	10

(注) 下院サービス委員会の構成は60名（うち共和党34名、民主党26名）。